

行政区障害者相談支援連絡会議における地域課題検討状況

3. 清水区障害者相談支援連絡調整会議

地域課題の名称	強度行動障害類型の児童の年齢超過後の支援について													
地域課題の概要	<p>児童福祉法の改正（平成24年4月施行）により、障害児入所施設において経過措置で認められていた18歳以上の年齢超過児童の入所期間の延長制度も満20歳までとなった。（入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。）</p> <p>これを受け、障害児施設に入所している20歳以上（原則は18歳以上）の障害児は、地域に戻る事となった。制度改正の趣旨である地域移行や地域での自立支援の方向性は評価できるが、知的障害児施設に入所中の強度行動障害がある児童は、退所後の行き場がないのが現状である。</p> <p>障害児入所施設から退所した場合、その受け入れ先は、主として障害者支援施設が想定されるが、現状では、ほとんどが受け入れできないため、生活の場を確保できず、相談機関は対応に苦慮している。</p> <p>理由は施設が満床であるか、強度行動障害類型の対象者を受け入れていない等の実情がある。入所希望を出しても、待機者が多く、入所待ちとなり、なかなか入所できない。</p> <p>市外の障害者支援施設も同様、施設の所在エリアの利用者を優先しているため、受け入れができない施設が多い。</p> <p>在宅では困難なため入所施設を利用していた方が多い。在宅支援となることで、本人は適切な対応が受けられない生活に、家族もまた不安を抱きながら生活を送ることになる。家族による虐待の温床になることが危惧される。</p>													
検討内容	<p>1 対象児者の人数把握 ⇒ 児童相談所</p> <p>【市内の施設入所中の強度行動障害類型の児童数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入所児者計 42 名のうち 11 名（26%）（H26. 2. 1 現在） ■年齢超過で施設を退所となる児童は 11 名以上（9+2 名）。 <p>（施設によっては、通える特別支援学校が中学部までのために、中学部を卒業と同時に退所となるケースがある。）</p> <p>地区別</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">葵 区 21 名</td> <td style="width: 33%;">駿河区 7 名</td> <td style="width: 33%;">清水区 14 名</td> </tr> </table> <p>年齢別</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">未就学</th> <th style="width: 12.5%;">7～12 歳</th> <th style="width: 12.5%;">13～15 歳</th> <th style="width: 12.5%;">16～18 歳</th> <th style="width: 12.5%;">19 歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 名</td> <td>9 名</td> <td>21 名</td> <td>9 名</td> <td>2 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 対象児者の施設入所希望状況の把握 ⇒ 清水生活支援課</p> <p>【清水区内の在宅の強度行動障害類型の児者の施設入所希望者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■希望者(身体障害者施設希望者含む) 41 名のうち 7 名（17%） <p style="text-align: right;">（H26. 1. 23 現在）</p>	葵 区 21 名	駿河区 7 名	清水区 14 名	未就学	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	19 歳以上	1 名	9 名	21 名	9 名	2 名
葵 区 21 名	駿河区 7 名	清水区 14 名												
未就学	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	19 歳以上										
1 名	9 名	21 名	9 名	2 名										

	<p>※身体 5 名、知的 36 名（対象児者 7 名含む）</p> <p>3 在宅支援サービスの組み合わせでの支援の可能性</p> <p>■対応可能事業所 ⇒行動援護事業所は市内に 3 事業所のみと少なく新規希望者の利用は難しい。</p> <p>■サービス支給量 ⇒多くの場面での支援が必要となり、支給量を超える場合、実費対応となり、家族の金銭的負担が大きい。</p> <p>■重度訪問介護の利用 ⇒平成 26 年 4 月から、新たに対象が拡大され、強度行動障害類型の児者も利用可能となる。</p> <p>4 支援を可能にする新事業の模索、開発 例：市の単独補助事業（ライフサポート事業）の強度行動障害類型の児者への拡大</p>
<p>今後の対応</p>	<p>1 入所・通所事業所に対する強度行動障害類型の児者への受入状況のアンケート調査を実施する。</p> <p>障害者支援施設 ⇒ 該当児者の受入れ定員と専門性 生活介護事業所 ⇒ 該当児者の受入れ状況と支援内容 居宅介護派遣事業所 ⇒ 該当児者への対応状況</p> <p>2 関係機関に連絡調整会議への出席を依頼し、ケース検討、情報共有、協議の場を設ける。</p>
<p>備考</p>	<p><他区の類似事例></p> <p>■強度行動障害のため、児童期に虐待を受け、知的障害児施設に一時保護されるも対応困難で継続利用に至らず、自宅へ戻る。18 歳になり再度、虐待通報されるが、どこも受け入れ拒否のため、現在も在宅生活を継続しているケース。</p> <p>■知的障害児施設を年齢超過のため退所後、有期限の障害者支援施設に入所。期間満了時、保護者が在宅支援を拒み、身元引き受けを拒否したケース。その後虐待の問題もあったので、相談支援が必要性を挙げていき、障害者支援施設への入所となった。</p>